

2022年6月24日

株 主 各 位

兵庫県西宮市大社町10番45号
株式会社 指月電機製作所
取締役会会長 足 達 信 章
代表執行役社長

第 9 4 回 定 時 株 主 総 会 決 議 ご 通 知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、本日開催の当社第94回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第94期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第94期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記1. 及び2. の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p><u>第1条</u> 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり取締役に足達信章氏、大槻正教氏、小山義雄氏、谷和義氏、松尾誠人氏、奥西啓祐氏の6名が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案どおり承認可決され会計監査人にひびき監査法人が選任され就任いたしました。

以 上